贈与税の事故事例

目　　次

[1] 贈与税の事故事例の傾向 ･･･ １

[2] 贈与税の事故事例

事例１　住宅取得等資金の適用要件を誤って助言した結果、過大納付贈与税額が発生した事例 ･････････････････････････････ ２

事例２　非上場株式等について贈与税の納税猶予の特例措置が適用されず過大納付となった事例 ･････････････････････････ ６

事例３　相続時精算課税制度による年齢要件の確認を怠り誤った助言を行ったため、
相続時精算課税の適用を受けることができず、過大納付贈与税額が発生した事例 ･････････････････････････ １４

※　令和５年度税制改正における贈与税の見直し ･･･ ２１

※　上記は、株式会社 日税連保険サービスから公表された「税理士職業賠償責任保険事故事例」を引用している。

[1] 贈与税の税賠事例の傾向

１　令和４年度の事故事例

贈 与 税	１１件	３千４百万円	・相続時精算課税選択届出書の提出失念 ・住宅取得資金の非課税特例適用時期誤り　　等

２　直近５年間の事故事例

項　　目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
① 相続時精算課税選択届出書の提出失念	10 件（58.9%）	9 件（45.0%）	4 件（23.5%）	3 件（18.7%）	3 件（60.0%）
② 住宅取得等資金の非課税の規定の適用失念		3 件（15.0%）	4 件（23.5%）	3 件（18.7%）	
③ その他	7 件（41.1%）	8 件（40.0%）	9 件（53.0%）	10 件（62.6%）	2 件（40.0%）
合　計	17 件（100%）	20 件（100%）	17 件（100%）	16 件（100%）	5 件（100%）

[2] 贈与税の事故事例

事例１　住宅取得等資金の適用要件を誤って助言した結果、過大納付贈与税額が発生した事例（令和元年度：33 頁）

１　事故の概要

税理士は、依頼者より相続税対策の相談を受け、住宅取得等資金非課税の特例を適用しての贈与の提案を行った。依頼者はその内容に基づき住宅資金の贈与を行い、税理士が贈与税の申告書の作成及び提出を行った。

その後、税務署より住宅取得等資金の非課税の特例の適用ができないと連絡があり、依頼者に 400 万円の贈与税が発生した。

発生した贈与税について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

２　事故発覚の経緯

税務署より、建物の面積が適用要件である 240 ㎡を超過しているため、住宅取得等資金の非課税の特例の適用ができないと連絡があり発覚した。

３　事故の原因

相談を受けた時や、贈与税の申告書を作成しているときに、適用要件をしっかり確認していれば、建物の面積が超過しており住宅取得等資金の非課税の特例の適用を受けることができないと確認することができたが、税理士がその確認作業を怠ったため。

４　税賠保険における判断（保険金支払対象外と判断した理由）

依頼者に誤った回答を行ったという点では、税理士に善管注意義務違反は認められる。しかし、住宅取得等資金の贈与の相談を受けた際には建物はほぼ完成しており、仮に床面積が 240 ㎡を超過しているため適用不可であることに気付いたとしても、床面積の変更は不可能な段階であった。

また、現実には依頼者は現金贈与を受けている以上は、納付した贈与税は本来納付すべきである税金であり、将来的な相続時の影響についても本件以外の不確定要素が多く、注意義務違反と因果関係のある損害が発生したとは認められないから、保険金支払いの対象外とされた。

財務省資料

■ **適用要件**

- 住宅面積：床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋（合計所得金額が1,000万以下の者：下限を40㎡以上に引き下げ）
- 受贈者　：直系卑属（合計所得金額2,000万円以下など）

■ **非課税限度額**

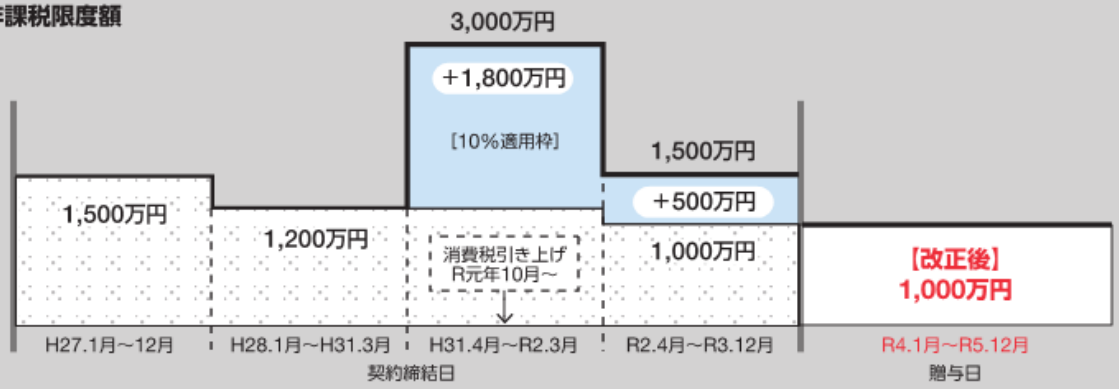

※1 上図は、耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅向けの非課税限度額。それ以外の住宅の非課税限度額はそれぞれ500万円減。

※2 受贈者の年齢要件：20歳

⇒**【改正後】年齢要件を18歳以上に引下げ（令和4年4月以後）**

※3 既存住宅は、①築年数が20年（耐火建築物は25年）以内 又は②耐震基準に適合していること が必要。

⇒**【改正後】築年数要件を撤廃し、昭和57年以降に建築された住宅 又は 耐震基準に適合していることが証明された住宅 を対象とする。**

※4 東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は、令和3年12月末まで1,500万円（耐震・エコ・バリアフリー以外の住宅は1,000万円）で据置き。

⇒**【改正後】令和5年12月末まで2年延長。**

※　過去の事故事例

参考１　税理士が依頼者の配当所得の申告方式を誤ったため、直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税の適用を受けられなくなり過大納付が発生した事例（平成 27 年度）

１　事故概要

税理士は依頼者へ直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税についての説明をし、贈与の時期の決定及び住宅取得の時期の決定を行った。依頼者は税理士との打合せのとおり年内に贈与を行い、必要書類についての打ち合わせを行った。

税理士は依頼者の同年分所得税の申告も受任していたが、その際、上場株式の配当について本来は申告不要を選択すべきところ、特段確認検討をせず申告分離課税を選択したため、結果として依頼者の合計所得金額が 2,000 万円を超えてしまうことになった。

税理士はその後、贈与税の特例を適用した申告書を提出したが、税務署より申告書の見直しについて連絡を受けたことにより誤りが発覚した。

税理士が贈与税の特例の適用を認識していながら、上場株式の配当についての検討を行わずに申告したため、依頼者が贈与税の特例を受けられずに過大納付となった贈与税額につき、依頼者から損害賠償請求を受けた。

２　コメント

税理士は、当初より贈与税の特例の適用を受けるために依頼者との打合せを重ねていたが、依頼者の所得税確定申告にあたり、上場株式の配当については複数の選択肢が考えられた。

依頼者の収入状況は変わらないものの、所得税の確定申告の仕方により合計所得金額に含まれる場合と含まれない場合あり、本件贈与税の特例の適用を前提としていた税理士は、適用要件である合計所得金額の確認及び申告方式の選択を行うべきであったものと考えられる。

申告不要の規定を選択していれば贈与税の特例が受けられた本件では、贈与税の特例適用できなかったことは税理士の責任と認められた。

参考２　期限後申告となったため住宅取得等資金に係る贈与の特例が適用できなかった事例（平成 29 年度：27 頁）

１　事故の概要

税理士は依頼者より、住宅借入金等特別控除の適用を依頼された際、依頼者が父親より住宅取得等資金の贈与を受けていたことが判明したため、依頼者へ所得税の確定申告とは別に、贈与税の申告が必要な旨の説明を行った。

その際に、住宅取得等資金に係る贈与の非課税の特例は申告期限後であっても適用可能であると説明し、住宅借入金等特別控除の適用を受ける所得税確定申告書の作成を優先し、贈与税の申告は期限後申告となった。

その後、贈与税申告書を提出するための準備中に、非課税の特例は期限内申告が要件となっていることが判明し、本件では住宅取得等資金に係る贈与税の特例は適用できないことが確定した。

これにより発生した過大納付贈与税額について、依頼者から損害賠償請求を受けた。

２　コメント

本件では、贈与税の申告期限１週間前に贈与税の申告を依頼されているため、適用要件を満たしていたことの確認添付資料の準備が申告期限までに可能だったかどうかが、税理士に責任が発生するか否かのポイントであった。

確認の結果、住宅取得等資金に係る贈与の特例は期限内申告が要件となっていることを事前に依頼者に説明していれば、申告期限までに適用要件を確認した上で添付書類を準備すること等は可能であったことが認められた。

税理士が期限後申告でも本特例は適用可能であるとの誤認をしていたことで期限後申告となってしまったものであり、非課税規定が適用できなかったことは税理士に責任ありと判断され、その結果、過大納付となった税額約 200 万円を認容損害額とし、免責金額 30 万円を控除した約 170 万円が保険金として支払われた。

事例２　**非上場株式等について贈与税の納税猶予の特例措置が適用されず過大納付となった事例（平成 30 年度：31 頁）**

１　事故の概要

税理士は、依頼者が事業を引き継ぐため、非上場株式の贈与を受けたい旨の相談を受けた。株式評価を行ったところ、業歴の長い法人であったため、非上場株式の評価額も高く、贈与にあたり贈与税の納税負担が相応になるため贈与税の納税猶予制度の特例措置を提案し、依頼者は贈与税の納税猶予制度の特例措置を利用して株式の贈与を受けた。

ところが税理士は、贈与税の申告期限内に申告は行ったものの、担保提供書類の提出を失念してしまい、結果的に本特例の適用が受けられず贈与税を支払うことになってしまった。

これにより過大納付贈与税額等が発生し、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

２　事故発覚の経緯

担保提供の資料が無かったため、税務署より指摘を受けて事故が発覚した。

３　事故の原因

税理士が、贈与税の申告期限内に申告を行い、担保提供書を提出できる状況にあったにもかかわらず、既に提出したと思い込み、提出を失念したため。

４　税賠保険における判断（保険金支払対象外と判断した理由）

税理士が贈与税の申告期限までに担保提供書を提出していれば、依頼者は贈与税の納税猶予を受けることができた。

一方で、先代経営者は非上場株式以外で５億円程度の財産を所有していたため、相応の相続税が発生する見込みであり、依頼者は贈与税の申告時に相続時精算課税制度の選択届出書を提出していた。

結果として、贈与税の納税猶予制度を利用した場合と、相続時精算課税制度を適用した場合の税額に、差額が発生しないことが確認できた。

本件は、税理士の善管注意義務が果たせているとは言えないが、発生した債務不履行に因果関係のある損害が発生していないことから、保険金支払の対象外と判断された。

※　法人版事業承継税制のあらまし

１　特例措置のあらまし

特例後継者である受贈者（以下「特例経営承継受贈者」という）が、贈与により特例円滑化法認定を受ける非上場会社の株式等を、先代経営者である特例贈与者から全部又は一定数以上取得しその会社を経営していく場合には、贈与税の申告書を提出期限までに提出するとともに、一定の担保を提供した場合に限り、その特例経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうちその非上場株式等に対応する贈与税の納税が猶予され、その猶予税額は先代経営者である特例贈与者や特例経営承継受贈者が死亡した場合などにはその全部又は一部が免除されるが、免除されるときまでに本特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、その猶予税額の全部又は一部を利子税と併せて納付する必要がある（措法 70 の 7 の 5①）。

国税庁資料

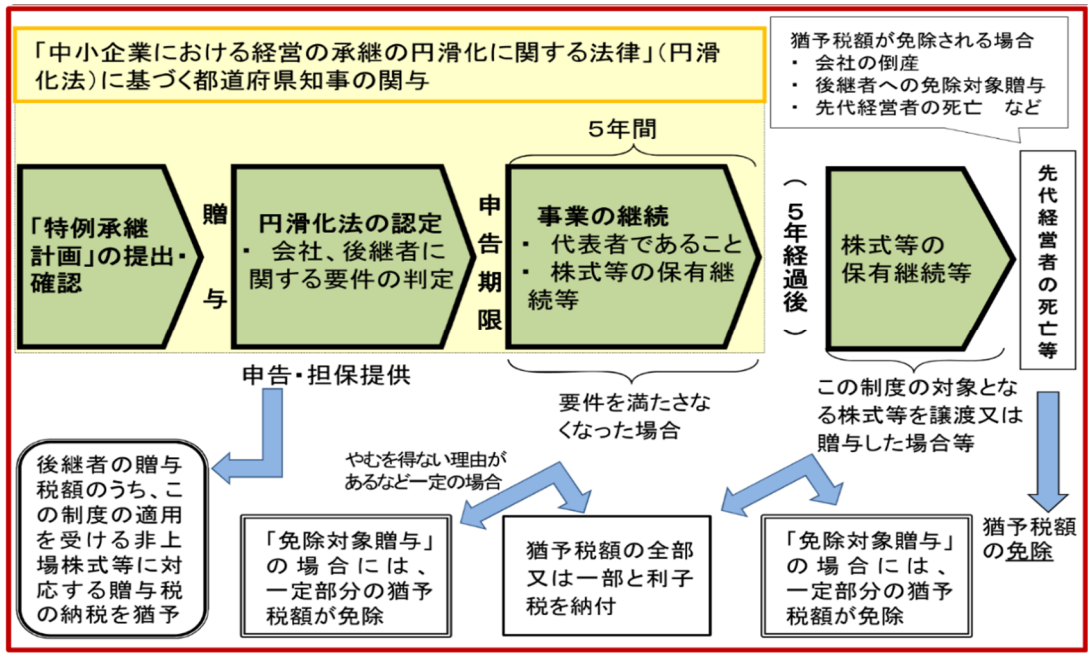

２　特例措置と一般措置の比較

法人版事業承継税制（非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例）には、措置法第 70 条の 7 の 6 他の各規定による措置（以下「特例措置」という）と同法第 70 条の 7 の 2 他の各規定による措置（以下「一般措置」という）の２つの制度があり、特例措置については、平成 30 年 1 月 1 日から令和９年 12 月 31 日までの 10 年間の制度とされている。

特例措置と一般措置の制度の主な違いは、下表のとおりである。

日本税理士会連合会資料

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	**特例承継計画の提出** 【提出期限】令和６年３月31日 （令和４年度税制改正で延長）	不要
適用期限	**平成30年1月1日から令和9年12月31日まで(延長の改正無し)**の贈与・相続等	なし
対象株式	**全株式**	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	**100%**	贈与100%　相続80%
承継パターン	複数の株主から**最大3人**の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし

※　税額に差額が発生ない

前記「４　税賠保険における判断」では、「結果として、贈与税の納税猶予制度を利用した場合と、相続時精算課税制度を適用した場合の税額に、差額が発生しないことが確認できた」との記述がある。

「税額に差額が発生しない」とは、次のような場合を想定したものと思われる。

＜具体例＞　自社株式１億円に対し、贈与税の納税猶予の適用を受けたが、相続開始前に期限確定事由（猶予の取消し事由）に該当したものとする。

相続財産　　自社株式１億円・その他財産５億円　　合計６億円

相続人　　１人　基礎控除　3,000 万円 ＋ 600 万円 ＝ 3,600 万円

	納税猶予制度の適用あり （暦年課税）	納税猶予制度の適用あり （相続時精算課税）	納税猶予の適用なし 相続開始
贈 与 時	贈与税の納税猶予	贈与税の納税猶予	―――
期限確定 事由に該当	約 4,800 万円 （1 億円－110 万円） × 55% － 640 万円	1,500 万円 （1 億円－2,500 万円） ×20%	―――
相 続 税	―――	２億 2,500 万円 （２億 4,000 円－1,500 万円）	２億 4,000 万円 （6 億円 － 3,600 万円） × 50% － 4,200 万円
税負担合計	―――	２億 4,000 万円 （２億 2,500 円＋1,500 万円）	２億 4,000 万円

差額なし

（注）期限確定による利子税及び３年以内の贈与加算は考慮していない。

上表から、贈与税の納税猶予の特例で相続時精算課税を選択していれば、納税猶予が取り消されたとしても（期限確定）、その時点では 20%の贈与税の負担で済む。

猶予を受けた自社株式は、相続開始時に相続財産として相続税が課税されるため、贈与税の納税猶予が取り消しされた場合の相続税額と同額になり、差額が発生しない。

（参考）「新事業承継税制の活用と実務　Ｑ＆Ａ」（日本法令）　税理士法人　山田＆パートナーズ　110 頁・111 頁

※　本件事例は保険金支払の対象外

本件事例は、「贈与税の納税猶予制度を利用した場合と、相続時精算課税制度を適用した場合の税額に差額が発生しない」ため、依頼者に「損害が発生していないことから、保険金支払の対象外と判断された」ようである。

「損害が発生しない」との文言は、前記のように贈与税の納税猶予の適用を受けた後に期限確定事由に該当し、非上場株式（自社株式）である贈与財産が贈与時の価額で相続財産に加算されることを前提としたものと思われる。

しかし、依頼者は税理士の担保提供資料の提出失念により、贈与税の納税猶予及び免除の適用を受ける機会を封じられことになり、その機会逸失について「損害が発生している」と認識していることもあり得る。

保険金支払の対象外であったとしても、提出失念という「善管注意義務が果たせなかった」ことについて、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けるものであれば、自己負担により対応することになろう。

経済産業省資料

法人版・個人版事業承継税制の見直し及び延長（相続税・贈与税）

見直し・延長

- 事業承継税制※は、**事業承継時の贈与税・相続税負担**を**実質ゼロ**にする時限措置。
  （※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設）
- 経営者の高齢化の進展等を踏まえ、**承継計画の確認申請（提出）の期限の延長**を行い、特例措置の適用期間における事業承継の取組等も踏まえ、円滑な事業承継の実施のために必要な措置を検討する。

現行制度

【適用期限：法人版：令和９年12月末、個人版：令和10年12月末】
【確認申請（提出）の期限：法人版・個人版いずれも令和６年３月末】

法人版事業承継税制に係る手続

都道府県庁	特例承継計画の策定・確認申請	2024年3月31日まで ※令和4年度税制改正により1年延長
都道府県庁	事業承継（贈与・相続）	2027年12月31日まで
都道府県庁	認定申請	申告期限の2ヶ月前までに
税務署	税務署へ申告	● 認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。
税務署	税務申告後5年以内	● 都道府県及び税務署へ毎年報告。
税務署	6年目以後	● 税務署へ3年に1度報告。

個人版事業承継税制に係る手続

都道府県庁	個人事業承継計画の策定・確認申請	2024年3月31日まで
都道府県庁	事業承継（贈与・相続）	2028年12月31日まで
都道府県庁	認定申請	申告期限の2ヶ月前までに
税務署	税務署へ申告	● 認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。
税務署	税務申告後	● 税務署へ3年に1度報告。

要望内容

○法人版・個人版事業承継税制の承継計画の確認申請（提出）の期限を一定期間延長する。
○その他円滑な事業承継の実施のために必要な措置を検討する。

28

（参考２）経営者年齢の変化（2017年と2022年を比較）

- **法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時**（2017年）には、経営者年齢のピークは65～69歳であったが、**約5年後の2022年には、この年齢層の経営者が３割減少**するなど**一定の進展**が見られた。
- 他方で、コロナ禍や物価高等の**急激な経営環境の変化で、事業承継の具体的な検討が遅れている**影響もあり、**70代以上の経営者割合は依然として大きい**。
- 加えて、今後、事業承継を本格的に検討していく**60代の経営者も、特例措置の創設時（2017年）と同規模の3割程度存在**。

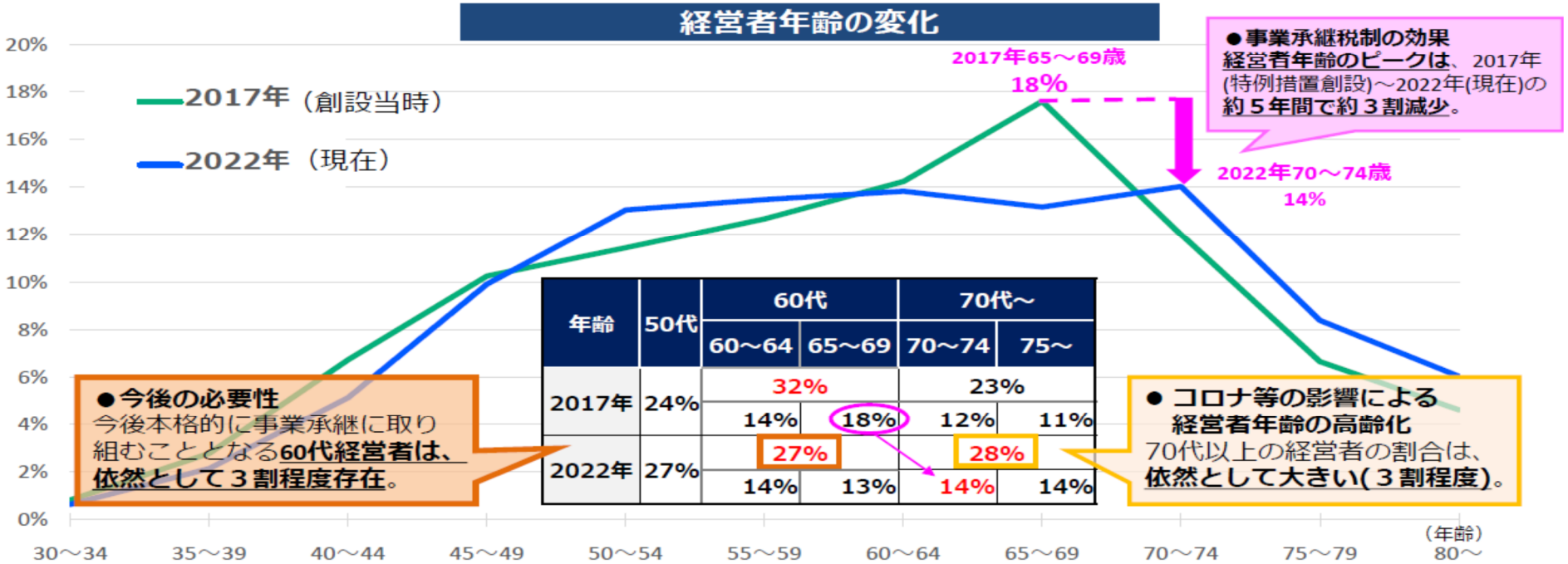

年齢	50代	60代		70代～	
		60～64	65～69	70～74	75～
2017年	24%	32%		23%	
		14%	18%	12%	11%
2022年	27%	27%		28%	
		14%	13%	14%	14%

（出典）帝国データバンク「企業概要ファイル」を中小企業庁において再編加工

法人版事業承継税制は、平成 30 年度の特例措置創設後に急激に活用件数が増加したものの、令和２年度～令和３年度はコロナ禍の影響で件数が減少した。

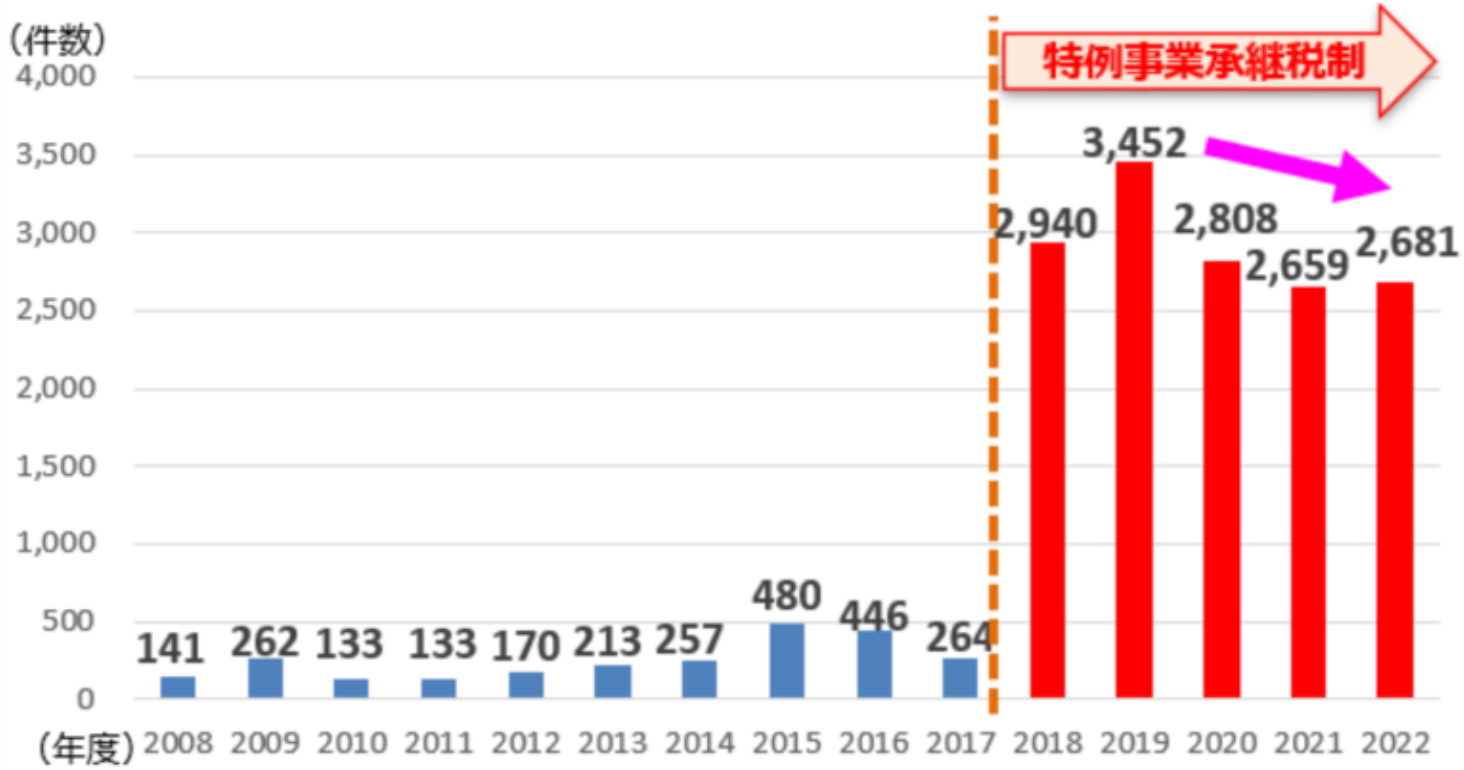

※2017年度以前は計画認定件数、2018年度以降は特例承継計画申請件数をカウント。

事例３　**相続時精算課税制度による年齢要件の確認を怠り誤った助言を行ったため、相続時精算課税の適用を受けることができず、過大納付贈与税額が発生した事例（令和２年度：30 頁）**

１　事故の概要

税理士は、依頼者より不動産を父親から依頼者の名義にしたいと相談を受け、相続時精算課税の適用による贈与の提案を行い、依頼者の父親より贈与が行われた。

相続時精算課税の適用要件は、贈与者が贈与年の１月１日において 60 歳以上である必要があるが、依頼者の父親は、贈与時は 60 歳であったが、贈与年の１月１日時点では 59 歳であったため、相続時精算課税の適用を受けることができず、依頼者に過大納付贈与税額が発生した。当該過大納付贈与税額について、税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

２　事故発覚の経緯

税理士は、贈与税の申告書作成時に年齢要件が未確認であり、相続時精算課税の適用を受けることができないことに気づいて発覚した。

３　事故の原因

相続時精算課税制度による贈与を受けるには、贈与者が贈与年の１月１日時点において 60 歳以上である必要があるが、税理士は相談を受けた時点における贈与者の年齢を 60 歳以上とは確認したものの、贈与者の贈与年の１月１日時点の年齢を確認することを怠ったまま相続時精算課税の適用ができると助言し、これに基づいて依頼者が贈与を実行したため。

４　税賠保険における判断

相続時精算課税による贈与は、贈与者に相続が発生した場合には相続時精算課税による贈与財産も含めて相続税が計算されるが、依頼者の父の財産は本件贈与による財産を含めても相続税の基礎控除以内の財産となる見込であり将来相続税として課税される見込みはなかった。また、贈与年を翌年まで延期すれば相続時精算課税の適用を受けることができるとの正しい助言を受けていたとすれば贈与を翌年に延期した可能性がある。

いつ時点で贈与を行なえば税務上効果的か等の相談は、課税要件の事実発生前に行う税務にかかわる指導・助言に該当することから、発生した過大納付贈与税額は事前税務相談業務担保特約の保険金支払い対象となった。

５　支払保険金

過大納付贈与税額約 75 万円を認容損害額とし、免責金額 30 万円を控除した約 45 万円が保険金として支払われた。

※　相続時精算課税の適用対象者

(1) 贈与者

贈与をした年の１月１日において 60 歳以上の者であれば、相続時精算課税に係る贈与者 となることができる（相法 21 の 9 ①)。

(2) 受贈者

上記の贈与者の推定相続人である直系卑属のうち、贈与を受けた年の１月１日において 18 歳以上である者が相続時精算課税に係る受贈者となることができる（相法 21 の 9 ①)。

したがって、贈与者の配偶者は推定相続人ではあるが、直系卑属ではないため相続時精算課税に係る受贈者となることはできない。

（注）上記のとおり、相続税法上の相続時精算課税に係る受贈者は、贈与者の推定相続人に限定されていますが、一定の要件を満たす場合には、租税特別措置法の規定により、贈与者の孫も相続時精算課税に係る受贈者となることができる（措法 70 の２の 6～ 70 の２の 8)。

参考１　**相続時精算課税選択届出書の提出を失念した事例（平成 28 年度：25 頁）**

１　事故の概要

依頼者は平成 28 年に実父より預貯金の贈与を受け、税理士に相続時精算課税制度による贈与税の申告を依頼した。

しかし税理士は、贈与税申告書のチェック欄に相続時精算課税を適用する旨のチェックをしただけで「相続時精算課税選択届出書」の提出を失念したため暦年での贈与となり、贈与税を過大に納付することとなったとして損害賠償請求を受けた。

２　コメント

税理士は相続時精算制度を適用した贈与税の申告書を提出したが、「相続時精算課税選択届出書」については、贈与税申告書のチェック欄に相続時精算課税を適用する旨のチェックをすれば足りると勘違いし、当該届出書を添付しなかった。これにより、相続時精算課税制度を適用できず、暦年贈与による修正申告書を提出することとなった。

税理士が「相続時精算課税選択届出書」を提出していれば、相続時精算課税制度を適用し贈与税を過大に負担することはなかったことから税理士に責任ありと判断され、新たに納めた税額約 1,600 万円から相続時精算課税制度が選択でき場合でも還付とならない額を差し引いた約 1,300 万円を認容損害額とし、免責金額 30 万円を控除した約 1,270 万円が保険金として支払われた。

税賠保険では過少申告は対象外であるが、本件は税理士が事前に届出書を提出していれば納める必要がなかった税額といえることから、実質的には過大納付税額と評価され支払い対象となる。

FD4737

令和 0□ 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）修正

第二表（令和4年分以降用）（第二表は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

提出用

税務署受付印

受贈者の氏名

相続時精算課税分

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による**相続時精算課税選択の特例**の適用を受けます。

（単位：円）

特定贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日
○フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。

住所

フリガナ

氏名

続柄 □ ← 父 1、母 2、祖父 3、祖母 4、1～4以外 5（※ 同じ欄に記入します。）

生年月日 □ □□.□□.□□ ← 明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4

左の特定贈与者から取得した財産の明細

種類	細目	利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日	財産の価額		
所在場所等				数量	単価	固定資産税評価額	倍数
			令和 □□ 年 □□ 月 □□ 日				
					円	円	倍
			令和 □□ 年 □□ 月 □□ 日				
					円	円	倍
			令和 □□ 年 □□ 月 □□ 日				
					円	円	倍

	財産の価額の合計額（課税価格）	㉖	
特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉗	
	特別控除額の残額（2,500万円－㉗）	㉘	
	特別控除額（㉖の金額と㉘の金額のいずれか低い金額）	㉙	
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉗－㉙）	㉚	
税額の計算	㉙の控除後の課税価格（㉖－㉙）【1,000円未満切捨て】	㉛	000
	㉛に対する税額（㉛×20％）	㉜	00
	外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）	㉝	
	差引税額（㉜－㉝）	㉞	

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）
	署	平成 令和 年分	
	署	平成 令和 年分	
	署	平成 令和 年分	
	署	平成 令和 年分	

（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

＊	税務署整理欄	整理番号		名簿		届出番号		－	
		財産細目コード				確認			

＊欄には記入しないでください。

（資5－10－2－1－A4統一）（令4.12）

（令和２年分以降用）

相続時精算課税選択届出書

税務署受付印

令和＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長

受贈者	住所又は居所	〒　　電話（　　－　　－　　）
	フリガナ	
	氏名（生年月日）	（大・昭・平　　年　　月　　日）
	特定贈与者との続柄	

私は、下記の特定贈与者から令和＿＿年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の９第１項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

１　特定贈与者に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平　　年　　月　　日

２　年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	令和　　年　　月　　日

（注）孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

３　添付書類

次の書類が必要となります。

なお、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

□　**受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本**その他の書類で、次の内容を証する書類

（１）　受贈者の氏名、生年月日

（２）　受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

（※）１　租税特別措置法第70条の６の８（（個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除））の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の２の７（（相続時精算課税適用者の特例））の適用を受ける場合には、「⑴の内容を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の６の８第１項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。

２　租税特別措置法第70条の７の５（（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例））の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の２の８（（相続時精算課税適用者の特例））の適用を受ける場合には、「⑴の内容を証する書類」及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の７の５第１項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

（注）この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます（**この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。**）。

作成税理士		電話番号	

※	税務署整理欄	届出番号	－	名簿		確認

※欄には記入しないでください。

（資５－４２－Ａ４統一）（令4.12）

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに**申告書第一表及び第二表**と一緒に提出してください。

書　き　か　た　等

1　この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。）。

2　この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（**申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。**）。

なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。

3　「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。

4　「1　特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

5　「2　年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった理由（養子縁組等）及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。

なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき（租税特別措置法第 70 条の２の６第１項の規定の適用により、相続税法第 21 条の９第１項の規定の適用を受けるとき）には、この欄の記入は要しません（その年の１月１日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。）。

また、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき（租税特別措置法第 70 条の２の６第１項の規定の適用を受けないとき）には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。

6　その他

（1）受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。

（2）受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から 10 か月以内に提出することになります。

この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

参考２　将来予測誤りによる損害のため免責となった事例（平成 28 年度：31 頁）

１　事故の概要

事業承継の一環として依頼者の父が所有する株式（取引相場のない株式）を相続時精算課税により父から依頼者へ贈与した後、株価が大幅に下落し、父の相続が発生した。

株式の相続時精算課税による贈与は、税理士が依頼者の父や依頼者へ提案したものであり、「税理士から提案されなければ株式の贈与はしなかった。」と依頼者は主張し、相続時精算課税時の株価と相続発生時の株価との差額に相当する相続税は、税理士の責任により発生したものであるとして、税理士が依頼者から過大納付となった約 2,000 万円につき損害賠償請求を受けた。

２　コメント

本件の株式贈与の目的は、相続税対策としての株式の生前贈与であり、相続の発生という課税要件事実発生前の相談に起因するものであるため、主契約における税賠保険では対象とならない。

相続時精算課税による贈与時の株価が相続発生時の株価より低い評価額であったならば事故は発生しなかったことから、本件の請求は、将来の予測の過誤に起因する損害であるため、事前税務相談業務担保特約においても免責条項に該当し、保険金支払の対象に該当しないものと判断された。

※　令和５年度税制改正における贈与税の見直し

１　相続時精算課税制度の使い勝手の向上（相法 21 の 11 の 2・21 の 15・21 の 16）

相続時精算課税制度について、次の見直しが行われた。

(1) 少額贈与に対する課税除外(措法 70 の 3 の 2)

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除 110 万円を控除できることとするとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額とする。

(2) 贈与により取得した財産が一定の被害を受けた場合の取扱い(措法 70 の 3 の 3)

相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物が、当該贈与を受けた日から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の期限内申告書の提出期限までの間に一定の災害によって相当の被害を受けた場合（当該相続時精算課税適用者が当該土地又は建物を当該贈与を受けた日から当該災害が発生した日まで引き続き所有していた場合に限る。）において、当該相続時精算課税適用者が贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該相続税の課税価格への加算等の基礎となる当該土地又は建物の価額は、当該贈与の時における価額から当該価額のうち当該災害によって被害を受けた部分に対応する金額を控除した金額とすることとする。

２　暦年課税制度における相続前贈与の加算期間の延長（相法 19）

相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前７年以内（現行：３年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産（以下「加算対象贈与財産」という。）の価額（加算対象贈与財産のうち当該相続の開始前３年以内に取得した財産以外の財産にあっては、当該財産の価額の合計額から 100 万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算する。

財務省資料を一部修正

相続時精算課税

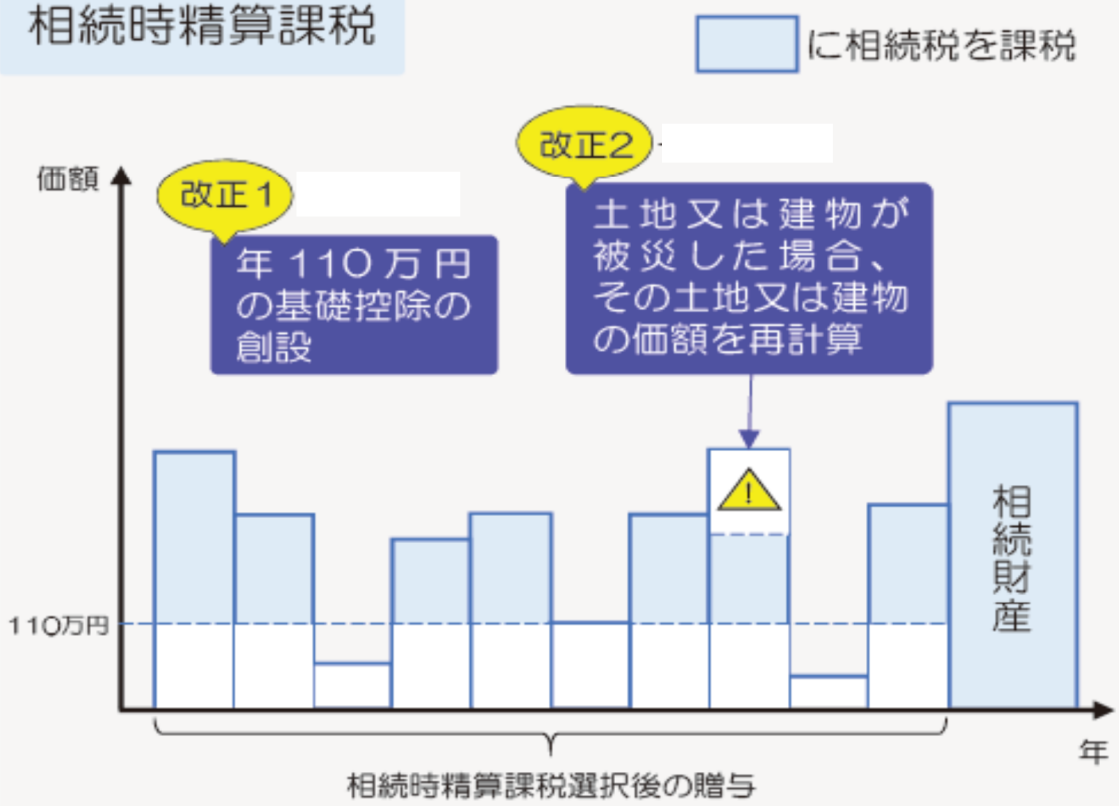

贈　与　税

相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者ごとに、１年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から、**基礎控除額（１１０万円（注））を控除**し、特別控除（最高2,500万円）の適用がある場合はその金額を控除した残額に、２０％の税率を乗じて、贈与税額を算出します。

相　続　税

相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者から取得した贈与財産の贈与時の価額（改正２の適用がある場合には、改正２の再計算後の価額）から、**基礎控除額を控除した残額**を、その特定贈与者の相続財産に加算します。

改　正　後　の　イ　メ　ー　ジ

《計算例》　相続時精算課税を適用した贈与財産が3,300万円、相続財産が1,500万円である場合
（法定相続人：配偶者１人、子２人）

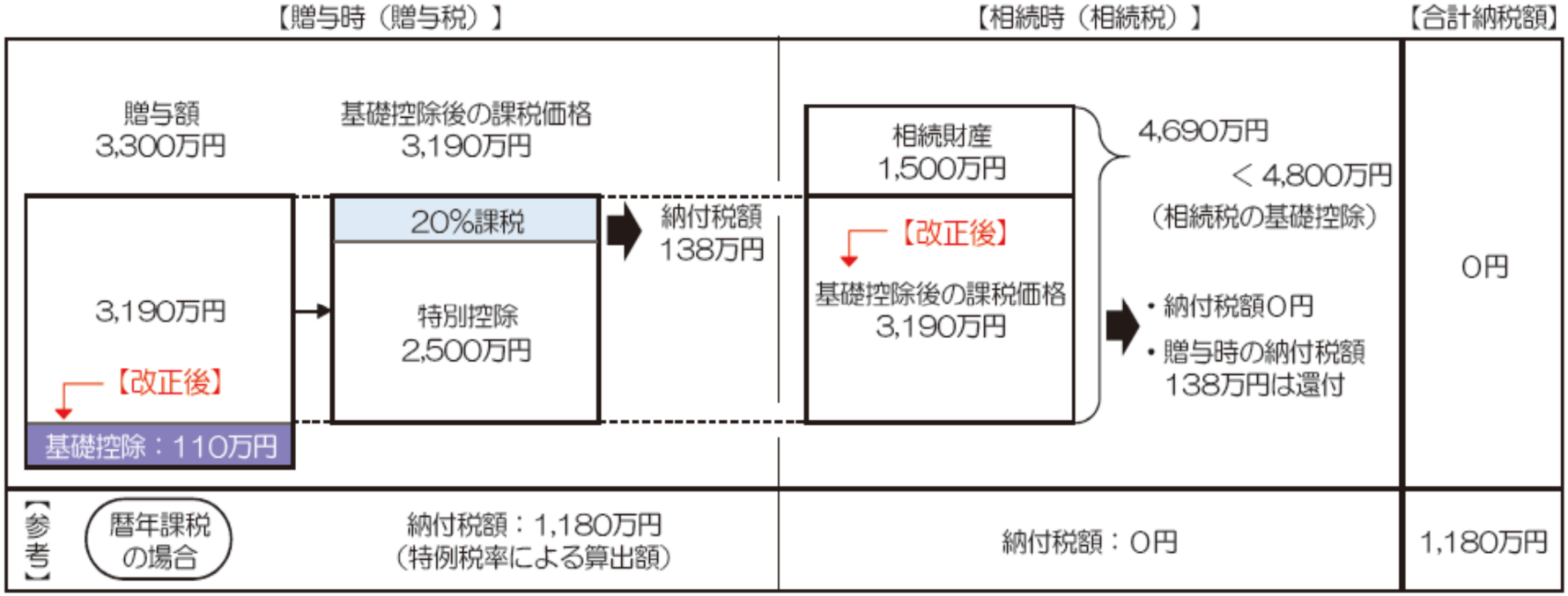

財務省資料を一部修正

暦　年　課　税

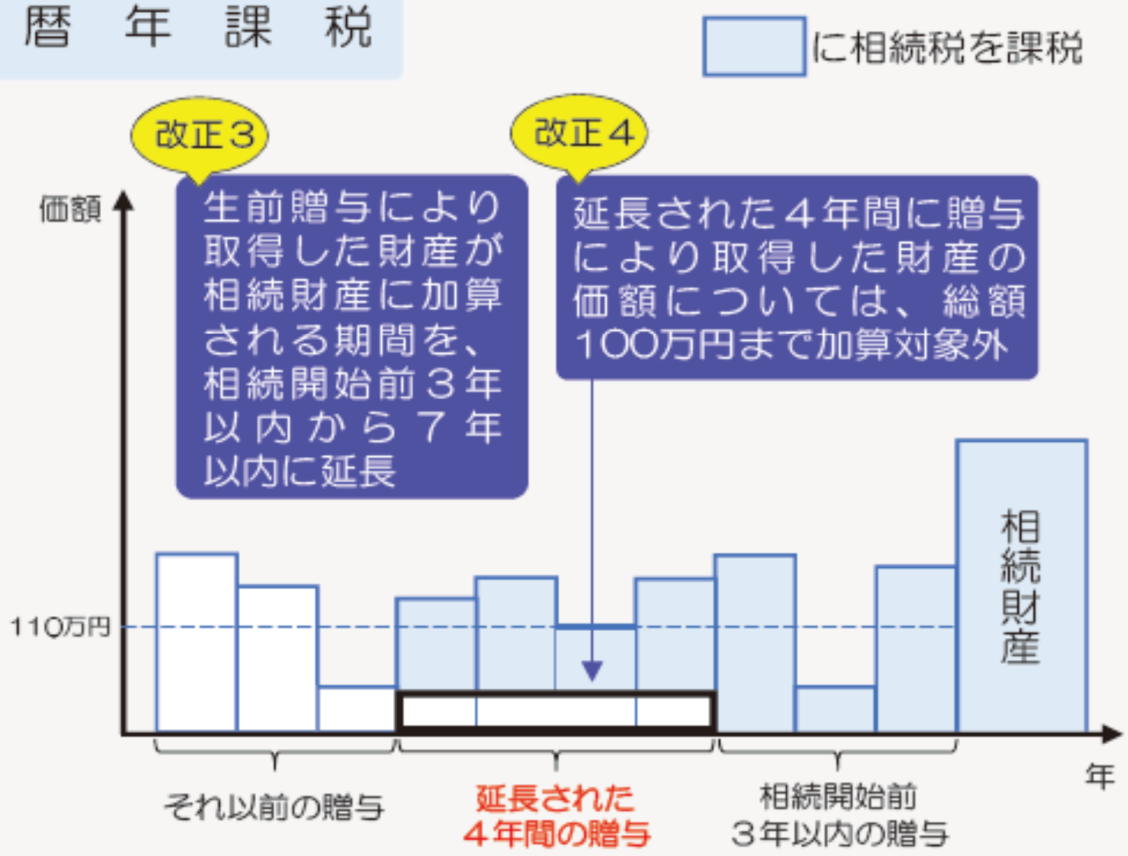

贈　与　税

１年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から基礎控除額110万円を控除した残額に、一般税率又は特例税率の累進税率を適用して、贈与税額を算出します。

相　続　税

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その**相続開始前７年以内**に被相続人から贈与により取得した財産がある場合には、その取得した財産の贈与時の価額を相続財産に加算します。

ただし、**延長された４年間**に贈与により取得した財産の価額については、**総額100万円まで加算されません。**

相続前贈与の加算期間の見直しに伴う経過措置のイメージ

○ **2024(R6)年1月1日以降に受けた贈与**について、**相続前贈与の加算期間の延長を適用**する。
⇨ 相続前贈与の加算期間は、３年後の2027(R9)年1月1日から、順次延長されることとなる。

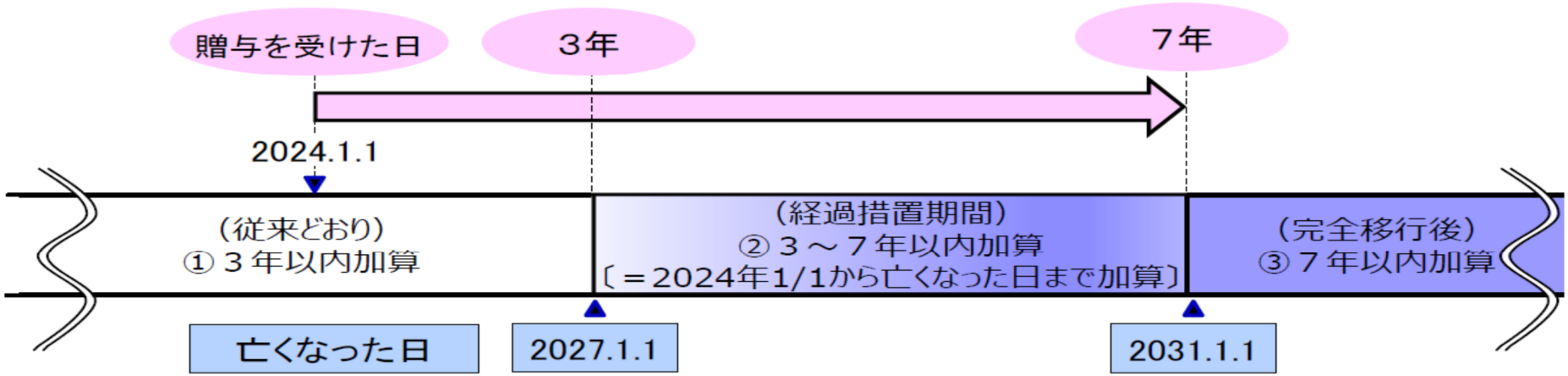

【①の例】 2026年７/１ に亡くなった場合、相続前贈与の加算の対象は、2023年７/１ 以降に受けた贈与（＝３年間）
【②の例】 2028年１/１ に亡くなった場合、相続前贈与の加算の対象は、2024年１/１ 以降に受けた贈与（＝４年間）
【③の例】 2031年７/１ に亡くなった場合、相続前贈与の加算の対象は、2024年７/１ 以降に受けた贈与（＝７年間）

財務省資料

加算対象期間等の見直しに関するQ&A

問　夫は、令和10年４月１日に亡くなり、長男と長女は相続により財産を取得しました。長男と長女が夫から生前に贈与（暦年課税）により取得していた財産の価額は次のとおりです。これらの財産の価額は夫の相続財産にどのように加算されますか。

贈与年月日	① 令和５年４月１日	② 令和６年３月10日	③ 令和７年３月15日	④ 令和７年５月20日	⑤ 令和８年５月15日
長男	200万円	200万円	100万円	100万円	200万円
長女	200万円	150万円	300万円	200万円	200万円

答　お尋ねの場合、相続開始日が令和10年４月１日のため、加算対象期間は令和６年１月１日から相続開始日までの間となります。したがって、②から⑤までの贈与により取得した財産の価額が相続税の課税価格に加算されます。

なお、この加算の対象となる財産のうち相続開始前３年以内の贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が相続税の課税価格に加算されます。

したがって、各人の相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、次のとおりです。

〔相続開始前３年以内の贈与以外の贈与財産〕　〔相続開始前３年以内の贈与財産〕

長男：〔（②200万円＋③100万円）－100万円〕＋〔④100万円＋⑤200万円〕＝500万円

長女：〔（②150万円＋③300万円）－100万円〕＋〔④200万円＋⑤200万円〕＝750万円

また、①の贈与により取得した財産の価額については、令和５年12月31日以前の贈与のため、相続税の課税価格に加算されません。

＜令和６年１月１日以後の贈与税の課税＞

項　目	相続時精算課税制度	暦年課税制度
(1) 贈与者	贈与年の１月１日時点で 60 歳以上の者(特定贈与者)	特定されない
(2) 受贈者	贈与者の推定相続人(贈与者の直系卑属である者のうち贈与年の１月１日時点で 18 歳以上の者のみ)で、相続時精算課税選択届出書を提出した者（相続時精算課税適用者）	贈与により財産を取得した個人
(3) 基礎控除額	年 110 万円とし、２人以上の特定贈与者からの贈与がある場合は政令で定める方法により計算する。 (相法 21 の 11 の 2、措法 70 の 3 の 2) ※ 基礎控除額 110 万円を各特定贈与者からの贈与額に応じてあん分　(相令 40 の 5 の 2)	年 110 万円
(4) 特別控除額	2,500 万円（既に控除した金額がある場合は、その控除した金額の合計額を控除した残額）	なし
(5) 贈与税額	(贈与税の課税価格 － 特定贈与者ごとの基礎控除 － 特別控除額 2,500 万円) × 20% (相法 21 の 11 の 2・21 の 12・21 の 13、措法 70 の 3 の 2 他)	(贈与税の課税価格 － 基礎控除額 110 万円) × 一般税率又は特例税率
(6) 贈与税の申告	受贈者が、相続時精算課税の適用を受ける贈与財産を取得した場合に申告する。 ただし、贈与税の課税価格が特定贈与者ごとの基礎控除 110 万円以下の場合には申告不要になる。(相法 28)	受贈者の贈与税額がある場合に申告する。 したがって、贈与税の課税価格が基礎控除額 110 万円以下の場合には申告不要になる。

基礎控除のイメージ

暦年課税における基礎控除

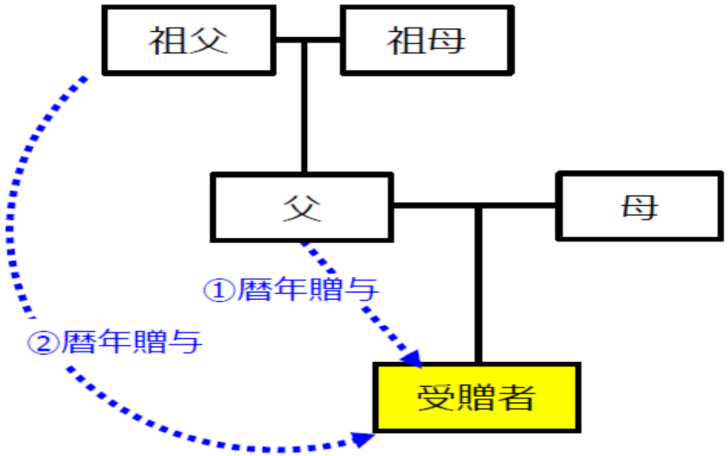

- ①と②で合わせて基礎控除110万円

相続時精算課税における基礎控除の創設

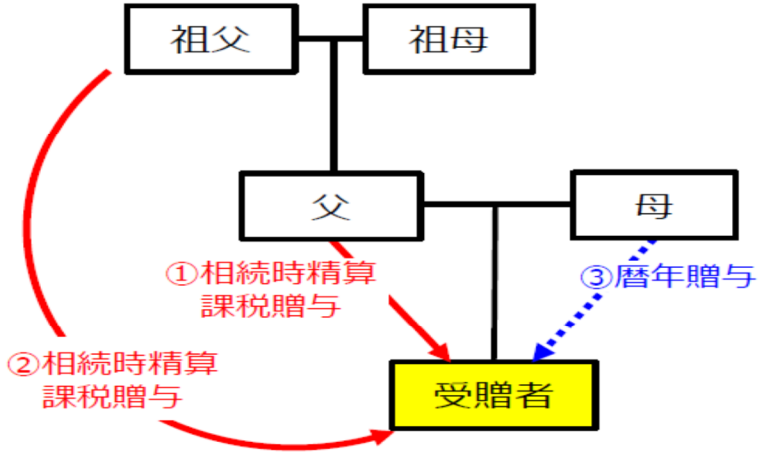

- ①と②で合わせて基礎控除110万円
（贈与額で按分）
- ③で基礎控除110万円

＜令和６年１月１日以後の相続税の課税＞

項　目	相続時精算課税適用者	相続又は遺贈により財産を取得した者
(1)　相続税の課税価格へ加算する対象財産	特定贈与者からの贈与により取得した贈与財産を相続税の課税価格に加算する。	特定贈与財産を除く、相続開始前７年以内にその相続に係る被相続人から取得した贈与財産（加算対象贈与財産）を加算する。(相法 19①) 【経過措置】 ① 令和６年１月１日から令和８年 12 月 31 日までの間に相続等により財産を取得した者は、相続開始前３年以内にその相続に係る被相続人から取得した贈与財産を相続税の課税価格に加算する。　(附則 19②) ② 令和９年１月１日から令和 12 年 12 月 31 日までの間に相続等により財産を取得した者は、令和６年１月１日から相続開始日までの間にその相続に係る被相続人から取得した贈与財産を相続税の課税価格に加算する。　(附則 19③)
(2)　相続税の課税価格へ加算する価額	（贈与財産の価額(※)）－｛特定贈与者ごとの基礎控除額｝ (相法 21 の 15 他) ※　下記の災害特例の適用額は控除する。	加算対象贈与財産の価額（相続時精算課税制度と異なり、贈与時に控除した基礎控除額を含めた価額）を加算する。 なお、加算対象財産のうち、相続開始前３年以内に取得した財産以外の財産は、その財産の価額の合計額から 100 万円を控除した残額を加算する。　(相法 19①)
(3) 災害特例の適用	特定贈与者からの贈与により取得した土地・建物が災害による一定の被害を受け所轄税務署長の承認を受けた場合には、被害に対応する部分の金額を控除する。(措法 70 の 3 の 3)	該当する規定はない。

(4)　他の共同相続人等に係る贈与税の申告内容の開示等	相続時精算課税を適用した財産に係る贈与税の申告書に記載された相続時精算課税の基礎控除後の贈与税の課税価格の合計額が開示される。 （相法 49①二）	①　相続開始前３年以内に取得した加算対象財産 贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額が開示される。 ②　上記①以外の加算対象財産 贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額から 100 万円を控除した残額が開示される。 （相法 49①一）

※　開示等以外に下記の「申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針）」を利用する方法がある。

https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/050301/01.htm

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿税務署長

【代理人記入欄】

住　所

氏　名

連絡先

税務署受付印

開示請求者	住所又は居所（所在地）	〒
	連絡先	※連絡先は日中連絡の可能な番号（携帯電話等）を記入してください ℡（　　－　　－　　）
	フリガナ	
	氏名又は名称	
	個人番号	
	生年月日	被相続人との続柄

私は、相続税法第49条第１項の規定に基づき、下記１の開示対象者が平成15年１月１日以後に下記２の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前３年以内に取得したもの又は同法第21条の９第３項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

１　開示対象者に関する事項

住所又は居所（所在地）				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称（旧姓）				
生年月日				
被相続人との続柄				

２　被相続人に関する事項

住所又は居所	
過去の住所等	
フリガナ	
氏　　名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和　　年　　月　　日

３　承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏　　名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和　　年　　月　　日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を＿＿＿＿＿＿署へ提出しています。

４　開示の請求をする理由（該当する□に✓印を記入してください。）

相続税の　□ 期限内申告　□ 期限後申告　□ 修正申告　□ 更正の請求　に必要なため

５　遺産分割に関する事項（該当する□に✓印を記入してください。）

- □ 相続財産の全部について分割済（遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。）
- □ 相続財産の一部について分割済（遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。）
- □ 相続財産の全部について未分割

６　添付書類等（添付した書類又は該当項目の全ての□に✓印を記入してください。）

□ 遺産分割協議書の写し	□ 戸籍の謄(抄)本	□ 遺言書の写し	□ 住民票の写し
□ その他（　　）			
□ 私は、相続時精算課税選択届出書を＿＿＿＿＿＿署へ提出しています。			

７　開示書の受領方法（希望される□に✓印を記入してください。）

□ 直接受領(交付時に請求者又は代理人であることを確認するものが必要となります。)	□ 送付受領(請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等が必要となります。)

※　税務署整理欄（記入しないでください。）

番号確認	身元確認	確認書類			確認者	
	□ 済 □ 未済	個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　　）				
委任の確認	開示請求者への確認	（　・　・　）				
	委任状の有無	□ 有　□ 無（　　）				

（資４－９０－１－Ａ４統一）　（令3.6）

※　**災害特例の適用**

(1) 概要

① 対象財産

相続時精算課税適用者（相続人）が、特定贈与者（被相続人）からの贈与により所得した土地又は建物に限定されている。

② 適用要件

イ 土地又は建物が、贈与日から特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に一定の被害を受けたこと。

ロ 相続時精算課税適用者が、その土地又は建物を贈与の日から災害発生日までの間引き続き所有していたこと。

ハ 相続時精算課税適用者が、贈与税の納税地の所轄税務署長に災害発生日から３年を経過する日（３年経過日）までに申請書を提出し、承認を受けること。

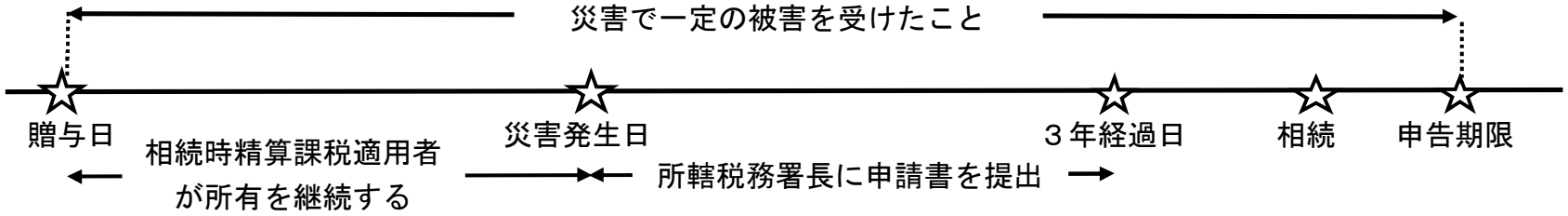

(2)　被災価額は相続財産への加算対象外（イメージ）

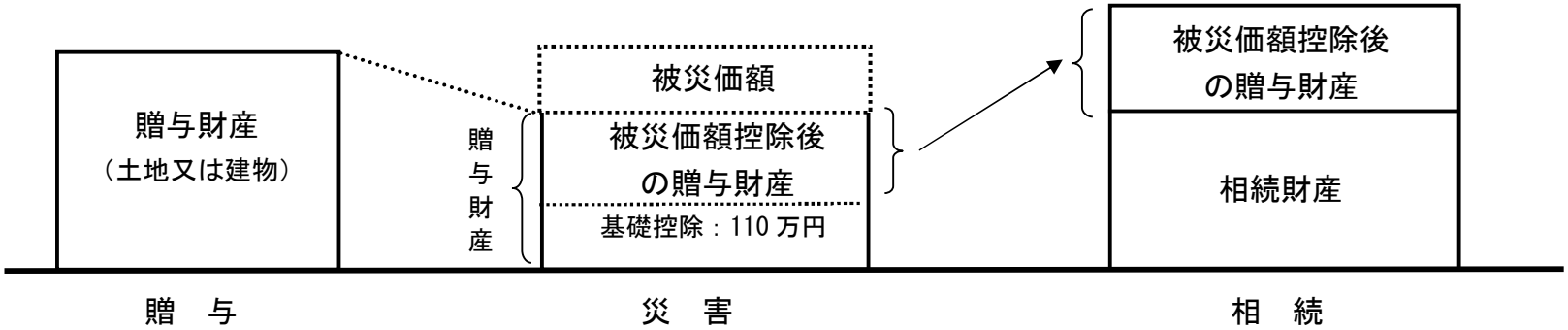

(3) 自然現象の異変による災害等が対象

① 災害の対象となる範囲

対象となる災害は、「震災・風水害・火災・冷害・雪害・干害・落雷・噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害」をいう（措法 70 の 3 の 3①、措令 40 の 5 の 3①）。

② 災害の程度

災害の程度は、土地は「贈与時の価額に占める被災価額の割合が 10%以上の場合」、建物は「想定価額に占める被災価額の割合が 10%以上の場合」になる（措令 40 の 5 の 3③・④）。

土地 ⇨ $\dfrac{\text{被災価額}}{\text{贈与時の価額}} \geqq 10\%$

※ 被災価額は贈与時の価額が限度

建物 ⇨ $\dfrac{\text{被災価額}}{\text{想定価額}} \geqq 10\%$

※ 被災価額は贈与時の価額が限度

(4) 建物の被害の程度は想定価額により判定

想定価額は、次の計算式により算定する（措令 40 の 5 の 3②一）。

①又は②の年数 － 贈与日から災害発生日までの期間の年数(a)

$$\text{災害で被害を受けた建物の贈与時の価額} \times \frac{\text{災害発生日における建物の使用可能期間のうちいまだ経過していない期間の年数}}{\text{贈与日における建物の使用可能期間のうちいまだ経過していない期間の年数}}$$

①又は②の年数

① 贈与日において想定使用可能期間の年数の全部を経過している建物
想定使用可能期間の年数の 20%に相当する年数(b)

② 上記①以外の建物

建物の想定使用可能期間の年数	－	建物の新築日から贈与日までの期間の年数(c)	＋	新築日から贈与日までの期間の年数の 20%に相当する年数(d)

※ (a)・(b)・(c)・(d)の各年数が１年未満の場合又はその年数に端数がある場合は切り捨てる。

財務省資料

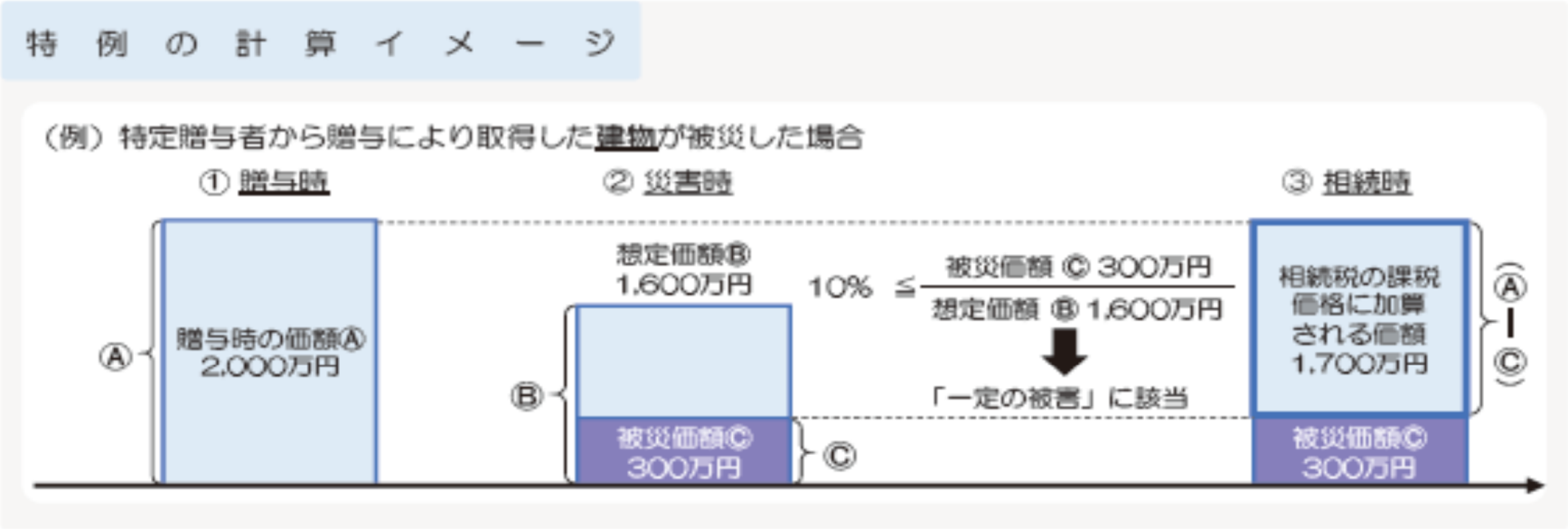

※　相続時精算課税を選択する場合の提出書類

(1) 現行制度

現行制度では、相続時精算課税を選択した場合には、贈与税の申告期限（贈与年の翌年３月 15 日）までに、「相続時精算課税選択届出書」の提出が必要であったが、同届出書は「贈与税の申告書」に添付して提出することになっていた（下表左欄参照）（相法 21 の 9②・相令 5)。

現行制度（令和５年まで）	令和５年度税制改正後（令和６年以後）	
贈与税の申告書 ＋ 相続時精算課税選択届出書	＜基礎控除（110 万円）以下の贈与＞ 相続時精算課税選択届出書のみ	＜基礎控除（110 万円）超の贈与＞ 贈与税の申告書 ＋ 相続時精算課税選択届出

(2) 令和５年度税制改正後（上表右欄参照）

① 令和６年以後に初めて相続時精算課税を選択する場合（基礎控除以下の贈与）

令和５年度税制改正により、少額贈与に係る申告等の事務負担を軽減する観点から、贈与税の課税価格が基礎控除以下であれば贈与税の申告が不要とされたため、改正後に相続時精算課税を初めて選択する年分の贈与が基礎控除以下であれば、「贈与税の申告書」の提出は不要になり、「相続時精算課税選択届出書」のみを提出すればよいことになる。

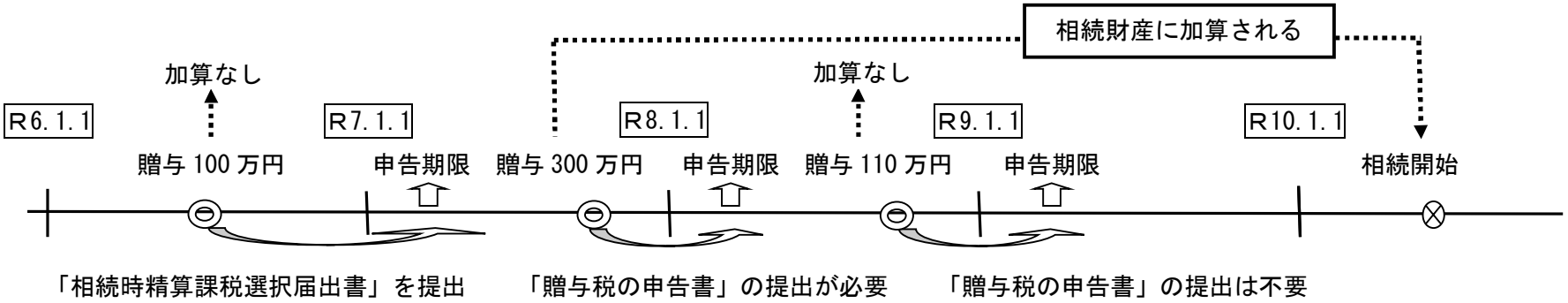

② 令和６年以後に初めて相続時精算課税を選択する場合（基礎控除を超える贈与）
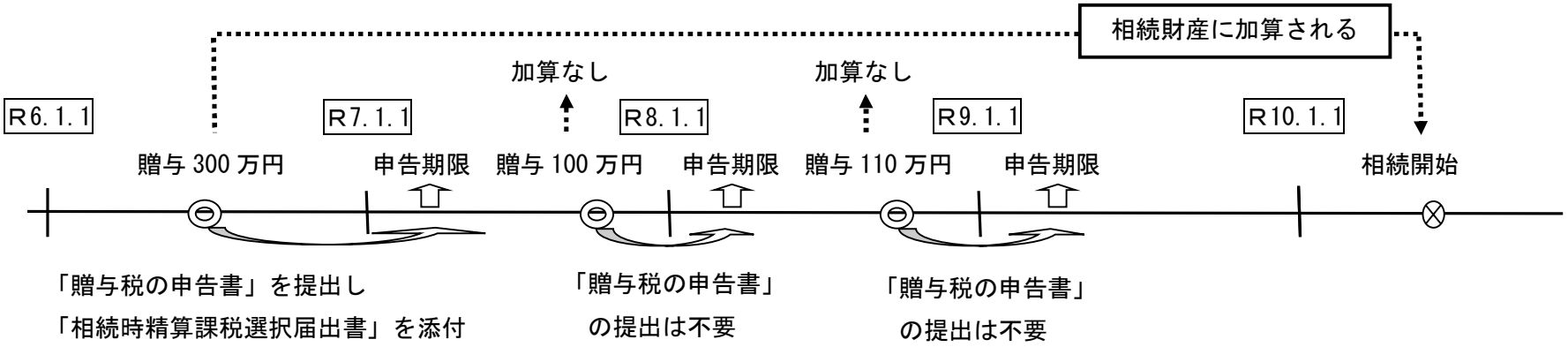
改正後であっても相続時精算課税を初めて選択する年分の贈与が基礎控除を超えていれば改正前と同様に、「贈与税の申告書」の提出とともに「相続時精算課税選択届出書」の添付が必要になる（改正後の相法 21 の 9②・相令 5）。